

令和3年度第2回長浜市しょうがい福祉推進協議会（書面会議） 次第

議題

（１）「長浜市しょうがい福祉プラン」の進捗状況報告

（２）「手話で共に暮らす長浜市手話言語条例」について

（３）しょうがい者差別解消について

令和３年度長浜市しょうがい福祉推進協議会名簿

<協議会委員>

	種 別	所属団体等	氏 名	備 考
1	学識経験者	滋賀県立大学	中村 好孝	
2	保健医療関係者	湖北医師会	山崎 正策	
3		長浜赤十字病院	林 徳子	
4		セフィロト病院	雑賀 正明	
5	商工労働関係者	長浜公共職業安定所	崎邊 将	
6	しょうがい者団体	長浜市身体障害者福祉協会	北川 正子	
7		長浜市手をつなぐ育成会	太田 和廣	
8	社会福祉関係者	長浜米原しょうがい者自立支援協議会	佐野 武和	
9		障害者支援センターそら	下川 並子	
10		長浜市社会福祉協議会	喜多 百合子	
11	教育関係者	滋賀県立長浜養護学校	寛 嘉浩	
12	行政関係者	滋賀県湖北健康福祉事務所	橋爪 聖子	

<敬称略>

<長浜市>

	所属	役職	氏 名	備 考
1	健康福祉部	部長	福永 武浩	
2		次長	横田 留里	
3	しょうがい福祉課 (事務局)	課長	藤田 誠一	
4		参事	中上 明美	
5		課長代理	川嶋 敦子	
6		副参事	川瀬 輝幸	
7		副参事	服部 智成	
8		主幹	木村 幸子	
9		主査	吉田 晃	

「長浜市しょうがい福祉プラン」(中間見直し)の概要

1. 概 要

国の第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画・滋賀県障害福祉プランの改正を踏まえ、本プランのこれまでの取組みを評価するとともに、基本理念の実現に向け、引き続き、しょうがい福祉施策を推進するため、アクションプランの見直しを行った。また、社会福祉法の改正に伴う「重層的支援体制整備事業」の創設に伴い、多様化するニーズに適切に対応していくための取組について明記した。

2. 計画の構成・位置づけ

(1) 計画の構成

法・制度改正や環境の変化に柔軟に対応できるよう、基本的な事項を定める「基本構想」と、それを実現するための「アクションプラン」から構成。

(2) 計画の位置づけ

基本構想 : 「市町村障害者計画」(障害者基本法)に位置づけ。

アクションプラン : 「市町村障害福祉計画」(障害者総合支援法)

および「市町村障害児福祉計画」(児童福祉法)に位置づけ。

(3) 他計画との関係

上位計画 : 「長浜市総合計画」、「長浜市地域福祉計画」

関連する計画 : 「ゴールドプランながはま21 (長浜市高齢者保健福祉計画・長浜市介護保険事業計画)」

「長浜市子ども・子育て支援事業計画」、「健康ながはま21」、

「長浜市人権施策推進基本計画」等

3. 計画の期間

平成30年度から令和5年度(6年間) *R2、中間見直しとしてアクションプラン部分を改定

4. 中間見直しのポイント

●アクションプランの見直し

取組の状況や新たなニーズを踏まえ、重点的取組事業について新たな項目を追加。

①地域における交通手段の確保、②福祉避難所の円滑な運営、③福祉人材の確保、④医療的ケア児者への支援充実、⑤しょうがい者雇用の促進

●取組の状況

基幹相談支援センターの設置による相談支援体制や地域生活支援拠点の整備等一定の成果があった。今後も、引き続き、基本理念の実現に向け、すべての分野で総合的な取組みを推進する。

●新たな目標等の設定

国の指針や、寄せられたご意見、地域の実情を踏まえ、これまでの取組をさらに強化できるよう、新たな目標や見込みを設定した。

5. 基本理念

市民すべてが地域の同じ一員として尊重しあい、すべての人が自分らしく自然で心豊かな生活を送ることができるよう、「ともに支え、ともに暮らす、やさしいまち長浜」の実現を目指す。

6. 5つの柱と主な取組

(1) やさしいまちづくり「あたたか」

- ①相互理解の推進・・・広報・啓発活動の推進、福祉・人権教育の推進
- ②地域福祉の推進・・・地域福祉活動の推進、人材の育成
- ③地域ネットワークの活性化・・・地域ネットワークの活性化、相談支援機能の強化
- ④ユニバーサルデザインのまちづくり・・・公共的施設や住居環境の改善

地域生活における交通手段の確保

(2) 地域生活の支援「あんしん」

- ①生活支援・・・居宅生活支援、居住支援、経済的支援、福祉用具購入費等の支援、意思疎通支援
- ②防災・防犯等の対策・・・防災対策（福祉避難所の体制整備・感染症対策）、防犯対策、交通安全対策
- ③権利擁護、虐待防止・・・権利擁護・差別の解消、虐待防止
- ④福祉人材の確保・育成・定着・・・福祉人材の確保、福祉人材の育成・定着

(3) 医療・保健・福祉の連携「すこやか」

- ①しょうがいの早期発見・早期支援・・・健康づくりの推進、しょうがいの早期発見・早期対応、疾病の早期発見・早期対応
- ②精神保健・医療の充実・・・心の健康づくりの推進、相談支援・医療の充実
地域生活への移行促進、地域交流サロン
- ③医療的ケアへの対応・・・医療の充実、医療的ケア児者への支援充実
- ④医療費の支援・・・更生医療、育成医療、精神通院医療、福祉医療

(4) 子どもの発達・育成支援「はぐくむ」

- ①地域における子育て支援・・・地域の幼稚園・保育所・認定こども園・学校等での支援、放課後・休暇中活動支援
- ②乳幼児期からの早期支援・・・発達支援の充実、早期療育の充実
- ③学齢期における支援・・・学校教育の充実、進学・就労等の支援

(5) 活動の充実「いきがい」

- ①就労支援・・・一般就労の拡大、福祉的就労の支援、販路・事業拡大等の支援、就労支援体制の充実
- ②日中活動支援・・・日中活動系サービスの充実
- ③社会参加・参画の促進・・・多様な活動の支援、参加を促進する環境づくり

★福祉避難所備蓄倉庫 説明資料

<変更前>

番号	エリア	施設名
1	長浜	本庁倉庫 2 階
2		北部福祉ステーション【民間施設内】
3		東部福祉ステーション【民間施設内】
4		あそしあ【民間施設内】
5		西部福祉ステーション【民間施設内】
6		えがお【民間施設内】
7	びわ	びわ保健センター【民間施設内】
8	虎姫	湖北タウンホーム【民間施設内】
9	湖北	湖北福祉ステーション【民間施設内】
10		湖北保健センター 2 階
11	高月	高月井口倉庫
12	木之本	木之本福祉ステーション【民間施設内】
13	西浅井	旧西浅井健康増進センター

1 3 箇所⇒ 7 箇所



<変更後>

番号	エリア	施設名	設置年度
1	長浜	本庁倉庫 2 階	R 4 予定
2		備蓄倉庫（しょうがい者施設）	
3	びわ	備蓄倉庫（ゆるり）	R 3
4	湖北	湖北保健センター 2 階	R 4 予定
5		備蓄倉庫（高齢者施設）	
6	高月	備蓄倉庫（けやきの杜）	R 3
7	西浅井	旧西浅井健康増進センター	

○備蓄倉庫 1 基につき、3 0 人×3 日分の備蓄品を置く
 ○備蓄品は「長浜市災害時要配慮者避難支援計画」及び「新型インフルエンザ等衛生物品整備計画」に基づいたものであり、詳細は別紙のとおり

《効果》

- ①民間施設間借りでの備蓄廃止及び、備蓄場所の削減により、効率的な備蓄品管理が可能になる。
- ②一次福祉避難所敷地内に倉庫を設置することにより、迅速な福祉避難所立ち上げが可能になる。
- ③備蓄品の衛生的な管理が可能になる。
- ④備蓄倉庫収納品の標準化により、効率的な備蓄品管理及び、迅速な福祉避難所立ち上げが可能になる。

長浜市福祉・介護人材確保対策事業補助金

～新たに就職された介護職員の家賃を補助します！～

長浜市では、福祉・介護人材の確保と定着に向けて、令和3年4月1日以降、新たに介護職員として市内の福祉事業所に就職された方の家賃の一部を補助します。

1 補助対象要件

市内にお住まいで、市税、国民健康保険料（税）、介護保険料に未納がなく、次のすべてに当てはまる人

- (1) 令和3年4月1日以降、市内の福祉事業所に、新たに介護職員として勤務している人
- (2) 週20時間以上勤務している人
- (3) 雇用期間が3か月以上ある人

2 補助金額

家賃月額 $\frac{1}{2}$ ※上限：1万円/月

（勤務先から住居手当等が支給されている場合は、家賃からその額を引いた額）

3 申請方法

次の書類を、高齢福祉介護課又はしょうがい福祉課まで提出してください。

- (1) 長浜市福祉・介護人材確保対策事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 長浜市福祉・介護人材確保対策事業補助金交付申請に係る雇用証明書（様式第2号）
- (3) 住宅の賃貸借契約書の写し
- (4) 住居手当の支給が確認できる書類 ※住居手当の支給がされている場合
- (5) 振込先の通帳の写し

4 その他

期間は、最長3年

（令和3年4月1日から令和6年3月31日まで）



◆事業の詳細、申請書等は下記のホームページをご覧ください。

長浜市ホームページ（長浜市福祉介護人材確保対策事業補助金）

[トップ](#) ⇒ [福祉・健康](#) ⇒ [高齢者福祉](#) ⇒ [介護保険](#)
[トップ](#) ⇒ [福祉・健](#) ⇒ [しょうがい福祉](#) ⇒ [しょうがい福祉に関する情報](#)



<問合せ・申請先>

長浜市健康福祉部 高齢福祉介護課 TEL：65-7789 FAX：64-1437
 " しょうがい福祉課 TEL：65-6518 FAX：64-1767

長浜市福祉介護人材確保対策事業補助金 手続きの流れ



申請者

市

＜補助要件＞

- ①長浜市に住所がある人
- ②令和３年４月１日以降、市内の福祉事業所に、介護職員として勤務している人
- ③週２０時間以上勤務している人
- ④雇用期間が３か月以上ある人

＜申請＞

補助要件を満たしている場合、
上半期分（４月～９月分）を１０月末までに
下半期分（１０月～３月分）を３月末までに
次の書類を市へ提出。

- 補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）
- 雇用証明書（様式第２号）
※お勤め先で証明を受けてください。
- 住宅の賃貸借契約書の写し
- 住居手当等が確認できる書類
※住居手当等がお勤め先から支給されている場合
- 振込先の通帳の写し

提出

交付申請書類の受理・審査



交付決定通知書の通知



補助金の交付

口座振込

- 補助金の入金を確認

※上記の補助要件をすべて満たしていれば申請できます。

※福祉事業所とは、老人福祉法、介護保険法または障害者総合支援法に基づく事業を実施する事業所です。

新規 重症心身しょうがい者医療型短期入所等利用支援事業

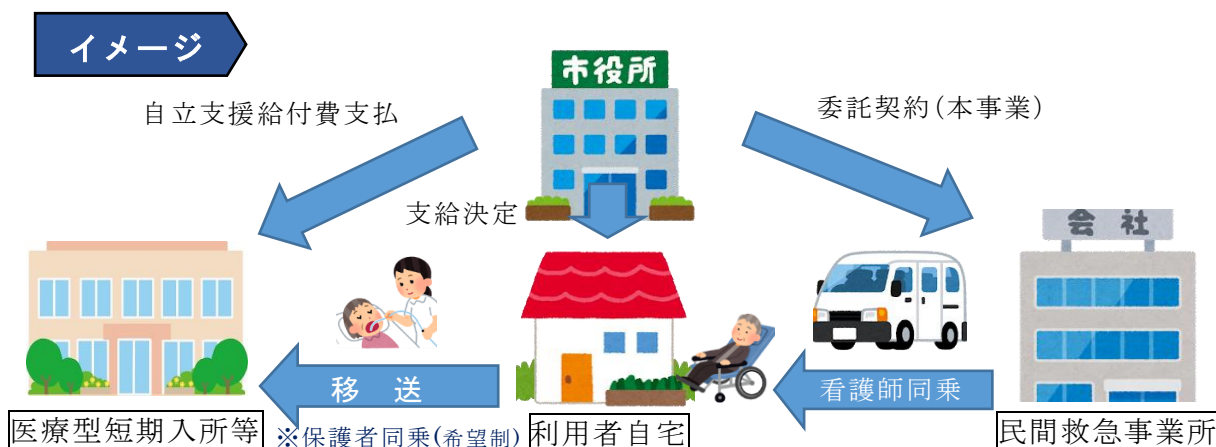
1 目 的

医療的ケアが必要な重症心身しょうがい者の多くは、短期入所や介護者のレスパイト入院等が必要な場合には県南部の施設等を利用されているため、遠距離送迎に伴う介護者及び当事者の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに経済的支援を行います。

2 内 容

民間救急事業所と委託契約を結び、介護者等に代わり医療的ケアを行う看護師が車両に同乗し、利用者を移送します。

- 対 象 者：在宅で生活する医療的ケアが必要な重症心身しょうがい者
- 対 象：医療型短期入所、レスパイト入院
- 自己負担：片道1,000円／回 年間24回まで



3 予 算 額 688千円 (一財：688千円)

4 効 果

医療的ケアが必要な重症心身しょうがい者及び介護者の身体的・精神的負担と財政的な負担の軽減を図るとともに、安全な移送体制を構築します。

担当：しょうがい福祉課 しょうがい企画係

係長 服部智成 Tel 65-6518 内線 84-4129

「働きたい！」を支援するために

【 就労支援の手引き 】

就労定着に向けた支援体制の構築について

平成30年4月、就労継続支援事業所から一般就労へ移行した方について、就労に伴う生活面の課題に対して、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービスとして、就労定着支援が創設されました。

職場への定着支援は、従来、就労移行支援事業所等による就職後6か月間の定着支援（努力）義務と就労移行支援での就労定着支援体制加算により評価されてきました。この支援体制においては、就労移行支援事業所が継続的に行うことで途切れない支援が可能となりますが、それ以外の福祉事業所から一般就労された方については、支援が途切れる恐れがあるとの課題がありました。

就労定着支援の創設は、一般就労後の職場定着支援をサービスとして位置付けることにより、指定就労定着支援事業所や相談支援専門員が定着支援に関わることとなります。しかし、どのように事業所と協働するとよいのか、そして、サービスとして位置付けられたことにより、これまでさまざまな対象の方への就労支援、定着支援を行ってきた働き・暮らし応援センターが、福祉事業所から一般就労された方への支援に対して、どのように関わるのかという課題も浮き彫りになってきました。

「仕事を変えること」は、外的要因（給料面や人間関係、勤務時間、通勤手段など）や内的要因（本人のやりがいや達成感など）により、本人に大きな期待や不安を与え、生活リズムや生活環境など、本人の生活スタイルに大きく影響してまいります。

このような課題の中、湖北圏域では「働きたい！」と思う方に対し、本人の思いを大切にしながら、支援者（会社、事業所、相談員など）が協力し合い、生活と仕事の両側面から途切れない支援が提供できることを目指し、就労定着支援プロジェクトを立ち上げ、検討を進めてまいりました。

検討の結果、湖北圏域の就労定着の支援を行うにあたって、「なじみの関係づくり」が最も重要であり、そこから本人と支援者の信頼関係が生まれ、仕事のみならず生活に関することまでの相談を受けることができると考え、「なじみの関係づくりと体制づくり」を個別に構築し、支援の変更や追加のタイミングで支援者がしっかりと連携し、支援を引き継ぐ際にも本人に不安を与えることなく「なじみの顔」による継続的な支援が行えるような仕組みを構築すべきとの結論に至りました。

本手引きでは、「なじみの顔」による支援により、本人が安心して就労に向き合えるよう、そして、それぞれの支援者が「いつ・誰が・何をするか」を確認し、就労定着に向けた円滑な支援体制が構築できるよう示したものです。

本人の「働きたい！」という声から「働き続けたい！」と言える支援に向け、本手引きを参考にしながら、支援者同士が協力しあい、連携と共有を図っていただきたく願っております。

令和3年3月

長浜米原しょうがい者自立支援協議会

就労定着支援プロジェクトメンバー 一同

目 次

就労定着支援とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
就労定着に向けた支援を行うにあたって・・・・・・・・	2
関係機関について・・・・・・・・	3
就労定着に向けた支援の進め方・・・・・・・・	6
パターン整理表・・・・・・・・	7
パターン（①～⑧、①'～⑧'）・・・・・・・・	9
会議の進め方・・・・・・・・	23
会議の進め方（  ～  ）・・・・・・・・	24
連絡先一覧・・・・・・・・	31
就労支援スケジュール・・・・・・・・	32

就労定着支援事業とは

事業概要

就労移行支援、就労継続支援（Ａ型、Ｂ型）、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である６月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、しょうがい者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、しょうがい者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。（利用期間：３年）

対象者

就労移行支援、就労継続支援（Ａ型、Ｂ型）、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行したしょうがい者で、就労に伴う環境変化により生活面・就業面の課題が生じている者であって、一般就労後６月を経過した者

サービス内容

- しょうがい者との相談を通じて日常生活面及び社会生活面の課題を把握するとともに企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施
- 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月１回以上はしょうがい者との対面支援
- 月１回以上は企業訪問を行うよう努める
- 利用期間は最長３年間（経過後は必要に応じて障害者就業・生活支援センター（滋賀県障害者働き・暮らし応援センター）等へ引き継ぐ

主な人員配置

○サービス管理責任者 ６０：１ ○就労定着支援員 ４０：１ （常勤換算）

報酬単価（令和３年４月～）※令和３年時点の報酬単価です。今後、改定される場合があります。

利用者数規模別に加え、就労定着率（過去３年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）が高いほど高い基本報酬

基本報酬＜利用者数 20 人以下の場合＞

就労定着率	基本報酬
9割5分以上	3,449 単位／月
9割以上9割5分未満	3,285 単位／月
8割以上9割未満	2,710 単位／月
7割以上8割未満	2,176 単位／月
5割以上7割未満	1,642 単位／月
3割以上5割未満	1,395 単位／月
3割未満	1,046 単位／月

※ 上表以外に、利用者数に応じた設定あり
（21 人以上 40 人以下、41 人以上）

+

主な加算

職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算 120 単位／月 ⇒ 職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修を修了した者を就労定着支援員として配置している場合
特別地域加算 240 単位／月 ⇒ 中山間地域等の居住する利用者に支援した場合
初期加算 900 単位／月（1 回限り） ⇒ 一体的に運営する移行支援事業所等以外の事業所から利用者を受け入れた場合
定着支援連携促進加算 579 単位／回 （支援期間（最大３年）を通じ、1 回／月（年４回を限度）） ⇒ 各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えた会議を開催し関係機関との連絡調整を行った場合
就労定着実績体制加算 300 単位／月 ⇒ 就労定着支援利用終了者のうち、雇用された事業所に３年６月以上６年６月未満の期間継続して就労している者の割合が 7 割以上の事業所を評価する

※ 自立生活援助、自立訓練（生活訓練）との併給調整を行う。※ 職場適応援助者に係る助成金との併給調整を行う。

就労定着に向けた支援を行うにあたって

福祉事業所や関係機関がしっかりと連携・協力しあい、本人の就労定着に向けた支援がすすめられるよう、下記の項目をしっかりとおさえる。

本人の意向と支援者の意向

本人が一般就労で「働きたい！」との意向があった時、または、支援者が本人に「一般就労でがんばってもらいたい」と考えたとき、その思いをしっかりと受け止め、本人が一般就労するためには何をすべきかを、評価・検討していくことを目指す。

個別の支援体制（チーム）の構築

一般就労で「働きたい！」との意向を受け止めた際に、本人の能力や生活環境など様々な状況の確認と、本人の就労に必要な情報共有と適正な評価が行えるよう、今かかわっている支援者のみならず、今後関わる可能性のある専門職による個別の支援体制を構築する。

事業所間の協力体制

本人の支援者である相談支援専門員や就労継続支援事業所のみならず、本人を支える居宅介護事業所や就労関係機関は、本人の就労定着に向けて積極的に協力する。

本人となじみの関係

個別の支援体制を構築する際、支援者と本人との信頼関係が構築できるよう、現支援者が本人と顔の見える関係づくりを行います。また、将来関わるべき専門職についても、現在の支援者もなじみの関係になれるよう、顔つなぎや引継ぎ、信頼関係の構築の手助けになれるよう協力する。

会議の開催

支援者や関係機関が本人の状況や必要なタイミングに、適正な評価と今後の進め方を検討する。また、必要に応じて専門職からのアドバイスを受けられるようチームへ参画する。

タイムスケジュールの共有

本人の活動や支援の変更や追加を行うタイミングにどの事業所が、どのような事を確認し、今後いつまでに何をすべきかをスケジュール管理し、支援者間で共有するために、本手引きのパターンを参考にして、個別のタイムスケジュールを作成し、支援者間での共有を図る。

関係機関について

就労継続支援事業所

- 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難なしょうがい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う事業所です。就労された方に対して、就労後6カ月の定着支援（努力）義務があります。

- 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難なしょうがい者のうち通常の事業所に雇用されていたしょうがい者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う事業所です。就労された方に対して、就労後6カ月の定着支援（努力）義務があります。

生活介護

しょうがい者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要するしょうがい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う事業所です。

自立訓練

- 自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）

しょうがい者につき、しょうがい者支援施設若しくはしょうがい福祉サービス事業所に通わせて当該しょうがい者支援施設若しくはしょうがい福祉サービス事業所において、または当該しょうがい者の居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

宿泊型自立訓練

しょうがい者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

- 自立訓練（機能訓練）

しょうがい者につき、しょうがい者支援施設若しくはしょうがい福祉サービス事業所

に通わせて当該しょうがい者支援施設若しくはしょうがい福祉サービス事業所において、又は当該しょうがい者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

就労定着支援事業所

就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、生活介護、自立訓練を利用して一般就労へ移行した方で、就労に伴う環境の変化により生活面で課題が生じている人に対し、雇用された企業などで就労の継続を図るため、企業・事業所や関係機関との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活、または社会生活上の各問題に関する相談、指導・助言などの支援を一定期間行う事業所です。

相談支援事業所

サービス利用支援：次の支援のいずれも行う。

- ①しょうがい福祉サービスの申請若しくは変更の支援に係るしょうがい者若しくはしょうがい児の保護者又は地域相談支援の申請に係るしょうがい者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用するしょうがい福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を記載した「サービス等利用計画案」を作成する。
- ②支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定後に、指定しょうがい福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定又は地域相談支援給付決定に係るサービスの種類及び内容、担当者等を記載した「サービス等利用計画」を作成する。

継続サービス利用支援：次の支援を行う。

支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期限内において、当該者に係るサービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、モニタリング期間ごとに、しょうがい福祉サービス又は地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、「サービス等利用計画」の見直しを行い、その結果に基づき、便宜を供与する。

就労移行支援事業所

就労を希望するしょうがい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の支援を行う事業所です。就労された方に対して、就労後6カ月の定着支援義務があります。

働き・暮らし応援センター

しょうがいのある方の働くことと暮らすことを一体的にサポートする専門機関で、就労ニーズと企業の雇用ニーズを結びつける取り組みを進めるとともに、実習の実施、職場の定着、就労にともなう生活のサポート等などを関係機関と連携して実施する機関です。

ハローワーク

就職を希望するしょうがい者の求職登録を行い、専門職員や職業相談員がケースワーク方式により障害の種類・程度に応じたきめ細かな職業相談、紹介、地域障害者職業センターとの職業評価・ジョブコーチの連絡調整、トライアル雇用制度をはじめとした各種助成金の提案、雇用管理上の職場定着指導等を実施する機関です。

成年後見制度・権利擁護事業

判断能力の低下により、自身の財産の管理が困難な方や日常の金銭管理が困難な方、必要なサービスの契約を行うことが困難な方などで、権利を侵害されているまたは侵害される恐れのある方に対して、その方の権利を守るための制度・事業です。

行政（長浜市健康福祉部しょうがい福祉課、米原市社会福祉部社会福祉課）

しょうがい福祉のサービスや制度、事業に関する案内や相談等を行います。しょうがい福祉サービスの利用に向けた相談やサービスの支給決定を行います。

長浜米原しょうがい児者基幹相談調整センター・機能強化員

長浜米原しょうがい児者基幹相談調整センターは、湖北地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、自身が希望する生活ができるような湖北の地域づくりを目指す機関です。サービス等利用計画作成のための相談支援事業所の調整や機能強化員を配置しない相談支援事業所の相談支援専門員への助言も行います。また、機能強化員と連携し、圏域内の計画相談支援体制の構築や相談支援専門員の人材育成などを行います。

その他の関係機関

本人のこれまでの生活の中で、相談などの支援を行ってきた機関や家族、地域団体などで、今後の就労を継続するにあたって、引き続き支援を行うことが必要と思われる機関等について、支援者として継続的な支援を求めます。

就労定着に向けた支援の進め方

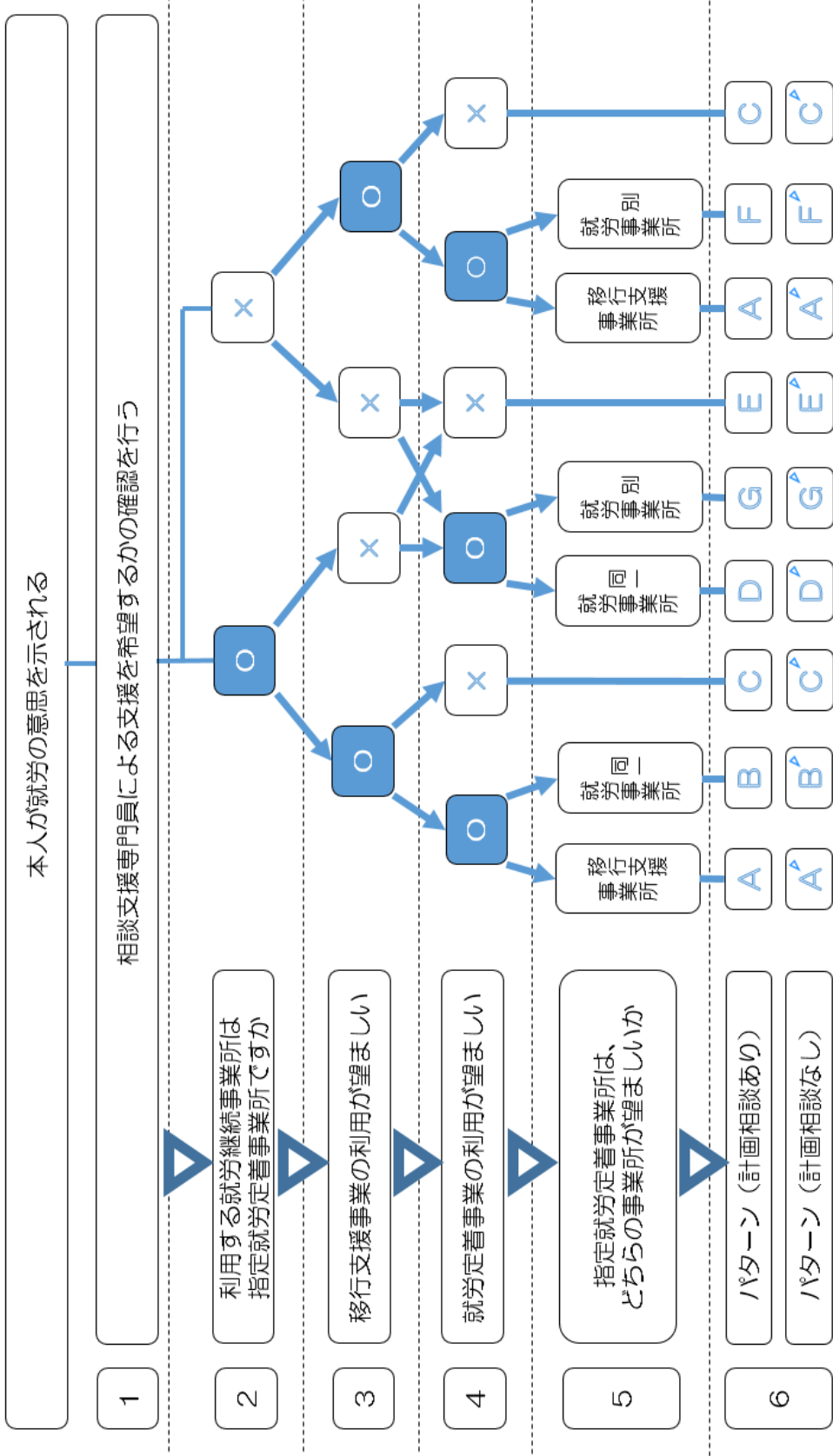
相談支援事業所による計画相談を利用している場合

- ①相談支援専門員が、就労定着支援を行う際の条件に類似したパターンを選択する。
- ②選択したパターン（④～⑥）を参考にして、本人の状況に応じたタイムスケジュールを作成する。
- ③旗の場面での会議は相談支援専門員が会議を招集し、会議の趣旨や招集メンバー、会議内容を参考にして、必要時に開催する。
- ④会議の内容などから、タイムスケジュールを確認・修正を行い、支援者間でその都度共有する。

相談支援事業所による計画相談を利用していない場合

- ①相談支援専門員による計画相談の利用について、本人の意向確認を行う。
- ②計画相談の利用について行政に相談する。
- ③計画相談を利用する場合は、上記の「相談支援事業所による計画相談を利用している場合」に沿って進める。
- ④計画相談を利用しない場合は、 ④ を開催するにあたり、本人の所属している就労継続支援事業所等は（働き・暮らし応援センターに相談・助言を求め）、今後の方向性等を行政と確認する。
- ⑤パターン（④'～⑥'）を選択する。（合致しない場合は、類似のものを選択する。）
- ⑥選択したパターンを参考にして、本人の状況に応じたタイムスケジュールを作成する。
- ⑦現在の支援者や今後の必要となる支援者等を招集し、 ⑦ を開催する。
- ⑧旗の場面（一般就労まで）での会議は就労継続支援事業所が会議を招集し、会議の趣旨や招集メンバー、会議内容を参考にして必要時に開催する。
- ⑨一般就労後は、指定就労定着支援事業所がタイムスケジュール等を引き継ぎ、会議を開催する。
- ⑩会議の内容などから、タイムスケジュールを確認・修正を行い、支援者間でその都度共有する。

パターン整理表



パターン整理表の見方

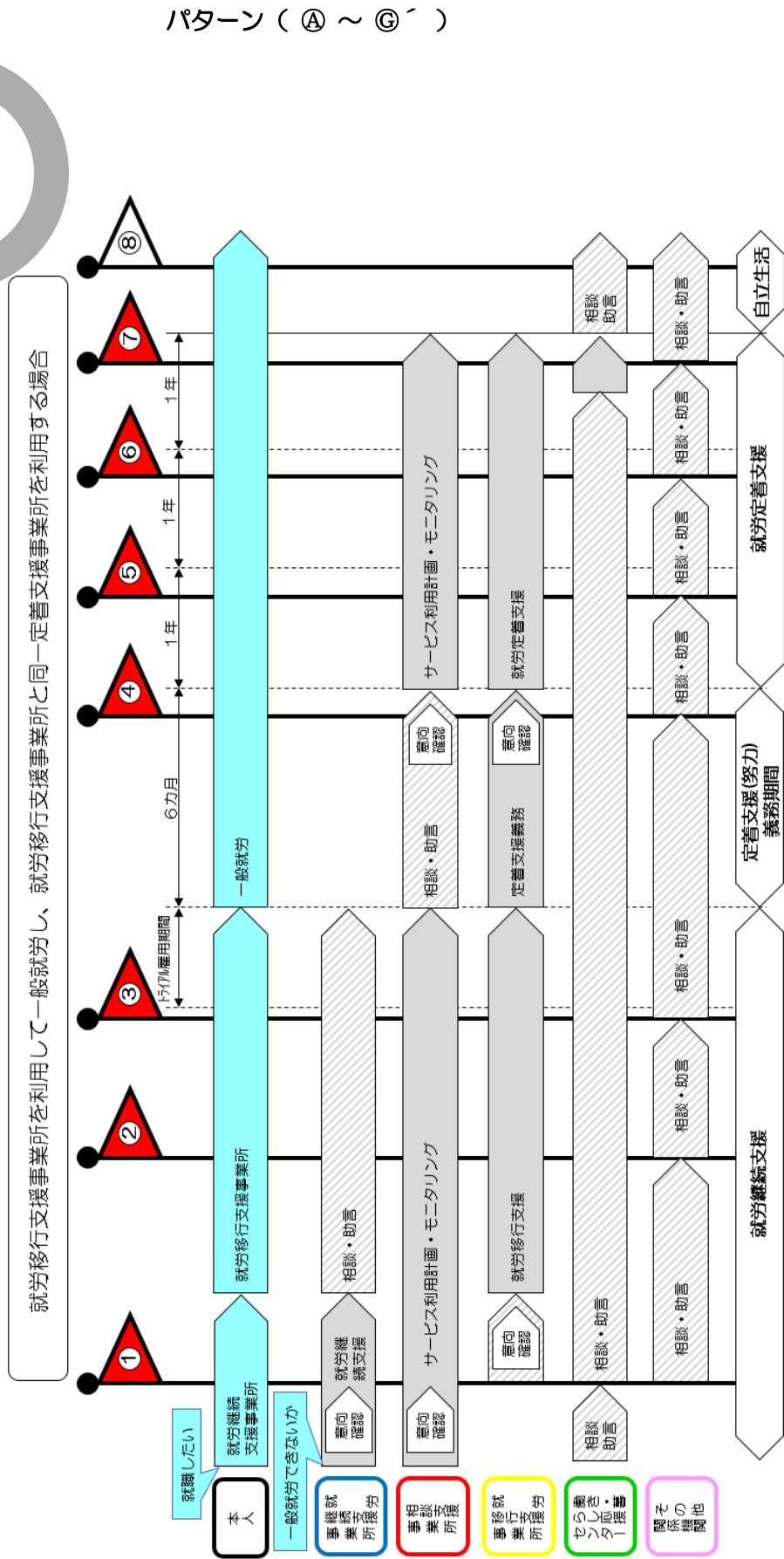
一般就労に向けた支援を行うにあたり、次の事項について確認を行い、支援体制の構築を行う。

- 1 相談支援専門員による支援を受けているかの確認を行い、支援を受けていない場合は、本人に相談支援専門員の支援を受けるかどうかの確認を行う。
- 2 利用する就労継続事業所が指定就労定着事業所であるかの確認を行う。
- 3 本人が就労移行支援事業を利用することが望ましいかどうかの確認を行う。
- 4 本人が就労定着事業を利用することが望ましいかどうかの確認を行う。
- 5 就労定着支援事業を利用する場合に、どの事業所を利用することが望ましいかの確認を行う。
- 6 当てはまるパターンを参考に、本人の今後の支援にあったタイムスケジュールの作成を行う。（計画相談を利用している場合は上段、利用していない場合は下段）

-  本人支援に関わる支援者として、チームに参画する。
-  必要に応じて本人支援のために情報共有や助言を行う。
- 旗の色は、主となって会議等を開催する機関

A

計画相談を利用している時のパターン

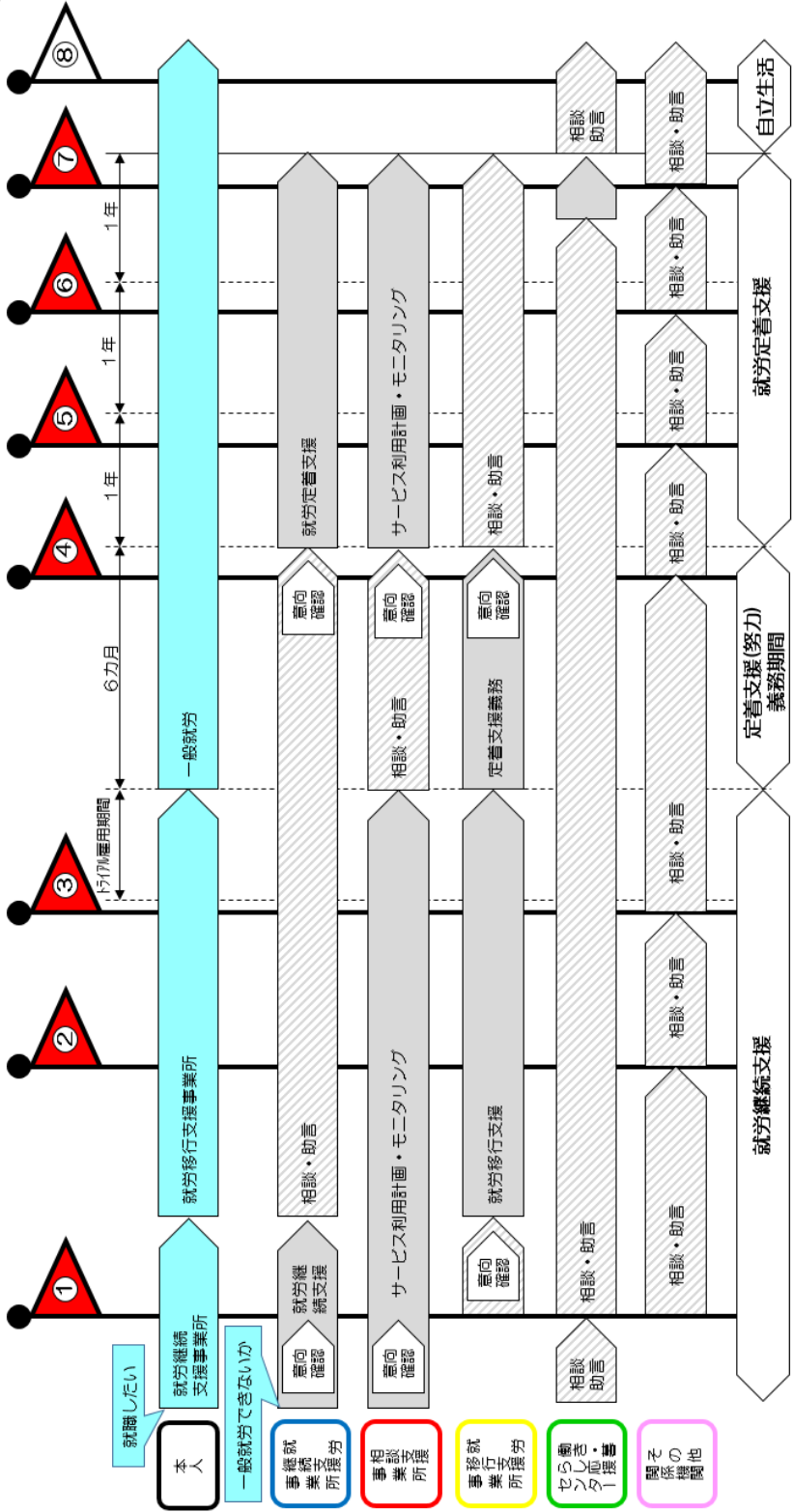


パターン (A ~ G')



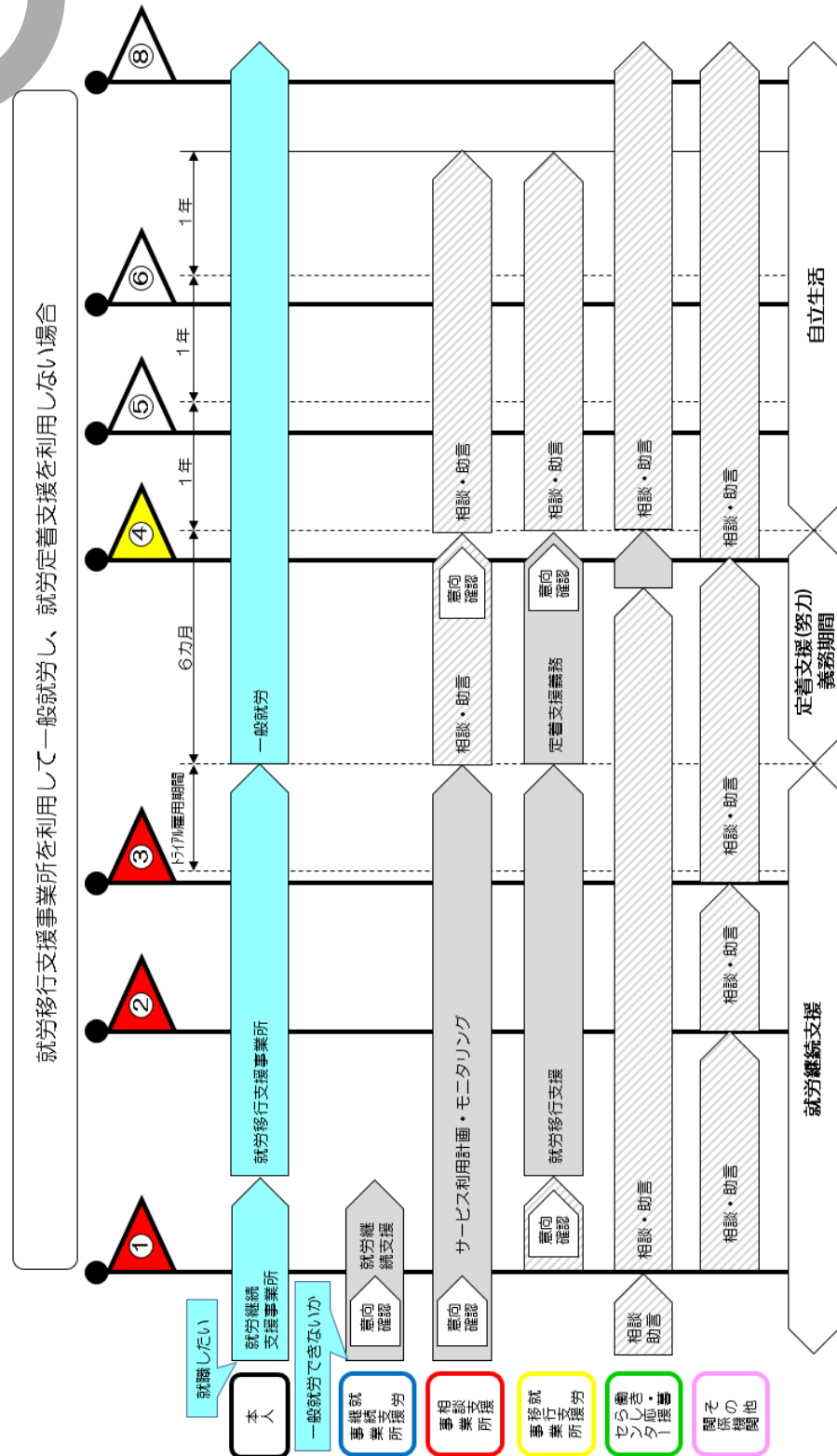
計画相談を利用している時のパターン

就労移行支援事業所を利用して一般就労し、出身就労継続支援事業所で就労定着支援を受ける場合





計画相談を利用している時のパターン





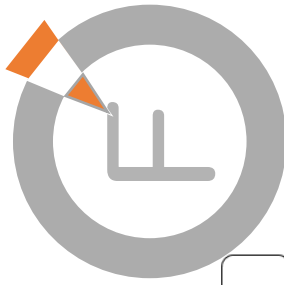


就労継続支援事業所を利用して一般就労し、就労移行支援を利用せず、同一就労継続支援事業所で就労定着支援を利用する場合



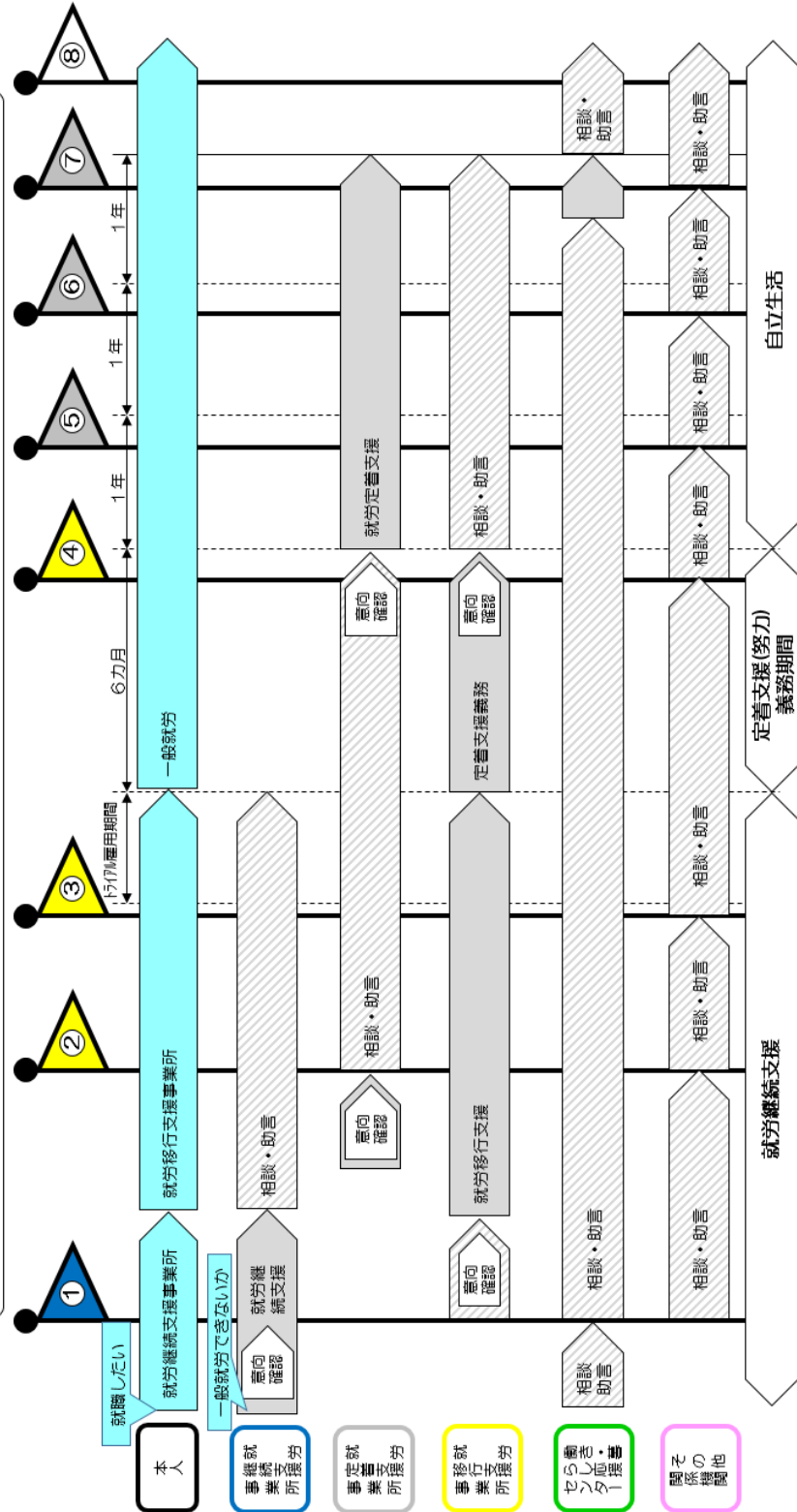




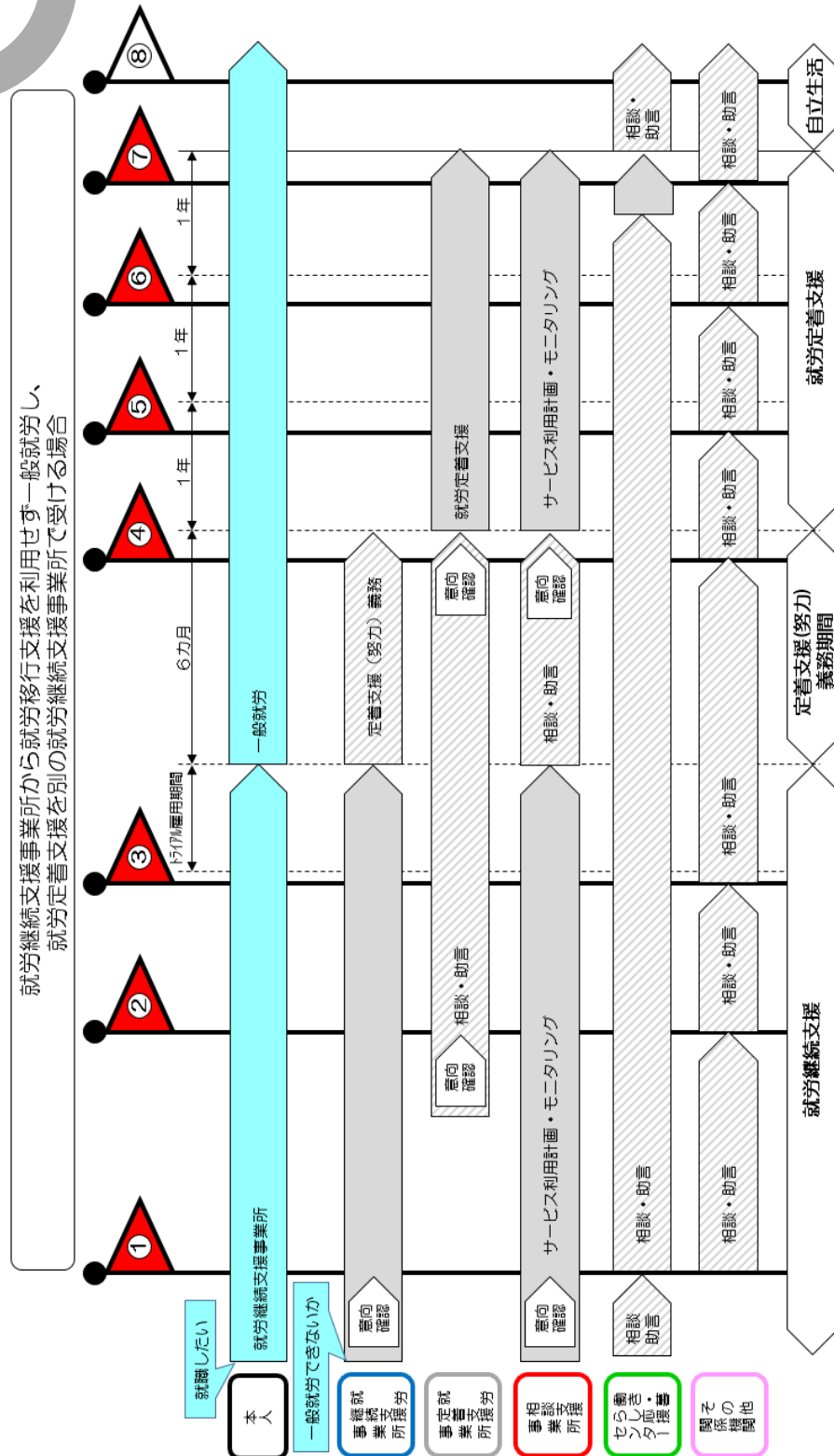
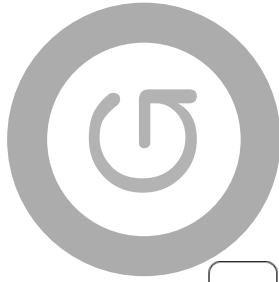


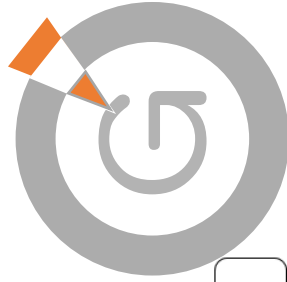
計画相談を利用していない時のパターン

就労継続支援事業所から就労移行支援を利用して一般就労し、
就労定着支援を別の就労継続支援事業所で受ける場合

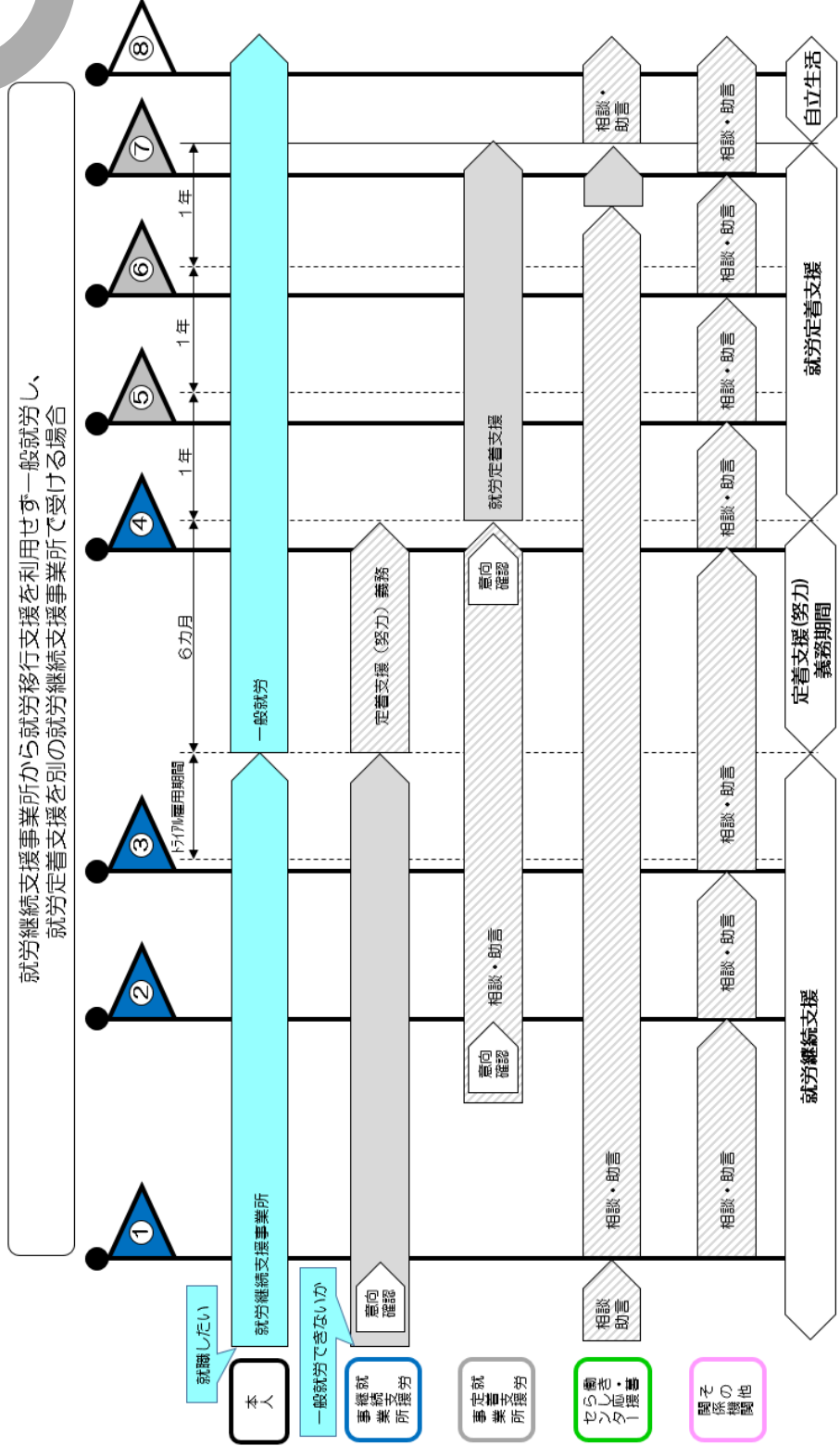


計画相談を利用している時のパターン





計画相談を利用していない時のパターン

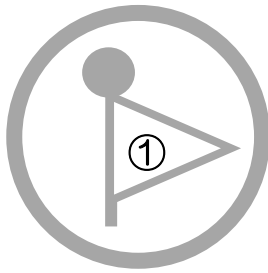


会議の進め方

会議の開催については、「就労支援スケジュール」にて開催時期を確認する。但し、本人の状況等が変わった場合には、その都度スケジュールの見直しを行い、スケジュールに合わせて会議を開催する。次ページ以降に、会議の目的、参加者、会議の内容を記載しておりますが、本人に対する支援状況や本人の就労状況、生活支援状況を考慮して、それぞれのタイミングに応じた内容に変更し、会議を開催する。

- ①会議の目的は、それぞれの旗のタイミングにおいて、会議の目的を明確にして開催する。
- ②会議の参加者は、現在の支援者を中心に招集するが、今後支援・連携が必要と考えられる専門機関にも参加を依頼する。
- ③会議の内容は、支援者間で情報共有が必要な事項や課題、今後の支援体制など、本人の今後の支援のために必要な事項について、協議や確認を行う。

会議の進め方（ ① ～ ⑧ ）



会議の目的

本人から「働きたい！」との意思表示または支援者として一般就労ステップアップを目指したい時に以下の内容を目的に開催する。

- ・ 本人の一般就労の希望に対してどのようなサービスが提供できるかの検討
- ・ 本人の意思確認、就労に対する見極め
- ・ 今後の方針の決定
- ・ 就労に向けた支援チームの構築（キックオフ・プランニング）
- ・ 個別サービス調整会議 等

会議の参加者

＜現在の支援者＞

- 相談支援事業所 ○本人 ○家族 ○在籍中の就労継続支援事業所（サービス管理責任者等）
- 行政 ○本人が相談している支援機関 ○その他サービス提供事業所

＜今後の支援に必要な支援者＞（本人の就労に必要な支援者の出席を求める）

- 働き・暮らし応援センター ○ハローワーク ○就労移行支援事業所 等

会議の内容

＜本人についての情報共有＞

- ・ 就労状況…出勤状況、作業の状況（得意・不得意なこと）、コミュニケーション能力
- ・ 就労継続支援事業所B型の就労アセスメント状況、個別支援状況
- ・ 本人が関わっている相談機関の有無
- ・ 生活状況…生活リズム、睡眠状況、内服・受診状況・公共交通機関の利用状況、金銭管理
- ・ 意思確認…希望する職種、時給、通勤範囲等、ハローワーク初回相談時に必要なこと

＜本人の就労に向けての課題について＞

- ・ 就労に向けての進め方（タイムスケジュール）
- ・ 就労した時に想定される課題
- ・ 職業評価をとってもらえるのか
- ・ 就労アセスメントをとるのか⇒就労アセスメントの依頼
- ・ 就労移行支援や就労定着支援を利用するかどうかの見極め

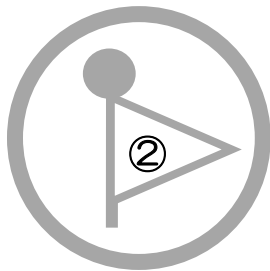
＜本人の就労に向けた支援体制について＞

- ・ 社会資源（しょうがい福祉サービス、インフォーマル等）の検討
- ・ 支援者の招集（事業所としてすすめたい人を含む）
- ・ ハローワークの登録・依頼
- ・ 次の支援機関へつなぐタイミング

＜サービス等利用計画の位置づけについて＞

- ・ サービス等利用計画の策定
- ・ 個別支援計画の見直し⇒一般就労に向けた支援計画の策定 等

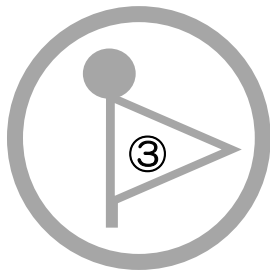
（その他、必要に応じて協議事項を追加する）



会議の目的
本人の就労意欲の確認と就労能力の見極め、支援者間の情報共有、支援体制を整えたい時に以下の内容を目的に開催する。 ・就労意欲・就労能力の確認 ・就労アセスメントの結果の振り返り ・具体的就職活動に向けた支援体制の整備 ・就労に向けた支援の方向性 ・就職（トライアル雇用）に向けた準備 ・今後の流れの確認 ・情報共有 等

会議の参加者
<現在の支援者> ○①の会議の参加者 （相談支援事業所、出身就労継続支援事業所（サービス管理責任者等）、行政、本人、家族働き・暮らし応援センター、ハローワーク） ○就労アセスメントを実施した就労移行支援事業所 等 <今後の支援に必要な支援者>（本人の就労に必要な支援者の出席を求める） ○ハローワーク ○就労定着支援事業所 ○働き・暮らし応援センター 等

会議の内容
<本人についての情報共有> ・①の会議からの振り返り ・希望職種の確認 ・一般就労に対する意向確認と今後のサービス（就労移行支援・就労定着支援等）利用意向の確認 <本人の就労に向けての課題について> ・職業評価やアセスメントの実施計画 ・アセスメントの振り返り ・③の会議までに職業評価の実施 ・トライアル雇用実施の検討について <本人の就労に向けての支援体制について> ・支援体制の確認 ・タイムスケジュールの確認 <サービス等利用計画について> ・サービス等利用計画への反映について 等 （その他、必要に応じて協議事項を追加する）



会議の目的

本人が一般就労を行うにあたり、課題の共有と解決に向けた取り組み等以下の内容について話し合い、本人が安心して就労に向かうことができるよう開催する。

- ・一般就労に向けた課題の共有、支援体制の確認
- ・一般就労に向けての進捗状況の確認
(就労できる状態と考えられるタイミングで)
- ・就職後のフォロー体制の確認 等

会議の参加者

＜現在の支援者＞

○②の会議の参加者（相談支援事業所、就労継続支援事業所（サービス管理責任者等）、就労移行支援事業所、本人、家族等） ○ハローワーク ○働き・暮らし応援センター ○行政

＜今後の支援に必要な支援者＞（本人の就労に必要な支援者の出席を求める）

○企業 ○就労定着支援事業所 等

会議の内容

＜本人についての情報共有＞

- ・②の会議からの振り返り

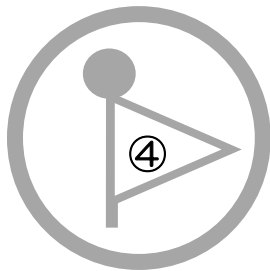
＜本人の就労に向けての課題について＞

- ・一般就労に向けた課題や問題点についての整理、解決に向けた取り組み
- ・トライアル雇用の状況確認

＜本人の就労に向けての支援体制について＞

- ・支援者の役割分担（どのタイミングで、誰が、何を、情報共有の仕方）
- ・一般就労が始まった際の支援体制の確認（相談支援事業所含む）
- ・定着支援義務期間終了後の支援体制の確認 等

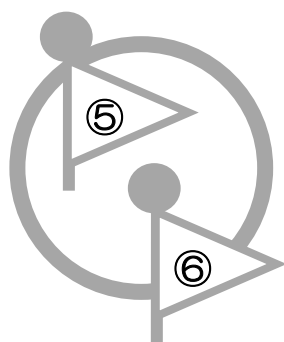
（その他、必要に応じて協議事項を追加する）



会議の目的
一般就労後に行うはじめての会議で、以下の内容を目的に開催する。 ・就労状況および生活状況の確認 ・新たな課題の有無について ・就職後のフォロー体制の確認（就労定着事業を利用するかの確認） 等

会議の参加者
<現在の支援者> ○③の会議の参加者（相談支援事業所、就労継続支援事業所（サービス管理責任者等）、就労移行支援事業所、本人、家族、企業） 等 <今後の支援に必要な支援者>（本人の就労に必要な支援者の出席を求める） ○就労定着支援事業所 ○働き・暮らし応援センター ○行政 ○相談支援事業所 ○権利擁護 等

会議の内容
<本人についての情報共有> ・就労状況…出勤状況、作業状況、就労条件等の確認 ・生活状況…生活リズム、睡眠状況、受診状況、金銭管理等の確認 ・本人の思いや要望について <本人の課題について> ・人間関係…新しい交友関係について ・金銭管理…必要時、権利擁護の提案 ・新たな課題の有無 <本人の支援体制について> ・今後の支援方針、必要な支援について ・就労定着支援を利用の場合…就労継続支援からのスムーズな移行に向けて <サービス終了の場合> ・今後の必要な支援について ・今後の見守りのための支援体制（関係機関の連携）の確認について ・サービス利用の希望があった場合の支援体制の確認について （その他、必要に応じて協議事項を追加する）



会議の目的

一般就労後一年目または二年目を迎えるあたり、この一年間の振り返り等、以下の内容について話し合い、本人が継続して就労できるよう開催する。

- ・就労状況および生活状況の確認
- ・新たな課題の有無について
- ・就労定着支援の利用の検討
- ・サービス修了者がサービス利用を希望される時の支援体制の構築 等

会議の参加者

<現在の支援者>

- 本人 ○家族 ○相談支援事業所 ○就労定着支援事業所 ○就労移行支援事業所 ○企業
○働き・暮らし応援センター ○ハローワーク ○行政 ○権利擁護 等

<今後の支援に必要な支援者> (本人の就労に必要な支援者の出席を求める)

- 働き・暮らし応援センター ○権利擁護 等

会議の内容

<本人についての情報共有>

- ・就労状況…出勤状況、作業状況等の確認
- ・生活状況…生活リズム、睡眠状況、受診状況、金銭管理等の確認
- ・本人の思い・要望について

<本人の課題について>

- ・人間関係…職場関係、交友関係について
- ・金銭管理…必要時、権利擁護の提案
- ・新たな課題の有無

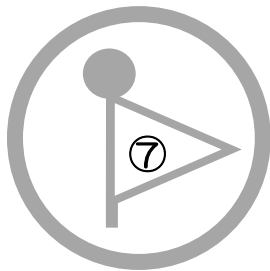
<本人の支援体制について>

- ・今後の支援方針、必要な支援について
- ・就労定着支援を利用する場合…スムーズな利用開始に向けて

<サービスが終了している場合>

- ・サービス利用の希望があった場合の支援体制の確認について
 - ・課題がある場合のサービス利用の検討と支援体制の確認について
- ※見守り支援を行う中で、必要に応じて協議を行う

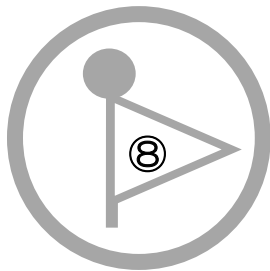
(その他、必要に応じて協議事項を追加する)



会議の目的
サービスを終了するにあたり、これまでのサービス全体の振り返りおよび今後の支援体制等、以下の内容を目的に開催する。 ・一般就労、就労定着支援の振り返りおよび今後に向けて ・サービス終了の確認と今後の支援、相談窓口について 等

会議の参加者
＜現在の支援者＞ ○本人 ○家族 ○相談支援事業所 ○就労定着支援事業所 ○就労移行支援事業所 ○働き・暮らし応援センター ○ハローワーク ○企業 ○行政 ○権利擁護 等 ＜今後の支援に必要な支援者＞（本人の就労に必要な支援者の出席を求める） ○権利擁護 等

会議の内容
＜本人についての情報共有＞ ・就労状況…出勤状況、作業状況等の確認 ・生活状況…生活リズム、睡眠状況、受診状況、金銭管理等の確認 ・本人の思いや要望、困っていることの有無等 ＜本人の課題について＞ ・人間関係…職場関係、交友関係について ・金銭管理…必要時、権利擁護の提案 ・新たな課題の有無…このまま定着できそうかどうか ＜サービス終了にあたり、今後の支援体制について＞ ・今後の支援方針、必要な支援について ・関係機関の連携について確認 ・働き・暮らし応援センター…スムーズな利用に向け、引継ぎの有無について確認 ・今後の相談窓口の確認、利用可能な社会資源の紹介 等 （その他、必要に応じて協議事項を追加する）



会議の目的
就労を継続するにあたり、課題が新たに起こったあるいは顕在化した場合に、就労が継続できるよう、以下の内容を目的に開催する。 ・課題の共有・支援方針や支援体制の検討、確認 等

会議の参加者
＜一般就労時に関わった支援者＞ ○⑦の会議の参加者（本人、家族、相談支援事業所、就労定着支援事業所、就労移行支援事業所、ハローワーク、働き・暮らし応援センター、企業、行政、権利擁護）等
会議の内容
＜本人についての情報共有＞ ・就労状況…出勤状況、作業状況等の確認 ・生活状況…生活リズム、睡眠状況、受診状況、金銭管理等の確認 ・本人の思い、困っていること、今後どうしていきたいか ＜本人の課題について＞ ・課題や明確化した問題についての経過、状況について ・今後の支援方針、必要な支援についての検討 ＜本人の支援体制について＞ ・今後の支援の必要性和支援体制について 等 （その他、必要に応じて協議事項を追加する）

連絡先一覧

長浜米原しょうがい児者基幹相談調整センター

〒526-0037 滋賀県長浜市高田町 12 番 34 号
さざなみタウン ながはま文化福祉プラザ 3 階
電話：0749-62-1804 ファックス：0749-62-1834

長浜市役所健康福祉部しょうがい福祉課

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町 632 番地
電話：0749-65-6518 ファックス：0749-64-1767

米原市社会福祉部社会福祉課

〒521-0292 滋賀県米原市長岡 1206 山東庁舎
電話：0749-55-8102 ファックス：0749-55-8130

長浜市成年後見・権利擁護センター

〒526-0037 滋賀県長浜市高田町 12 番 34 号
さざなみタウン ながはま文化福祉プラザ 3 階
電話：0749-62-1804 ファックス：0749-62-1834

米原市権利擁護センター

〒521-0023 滋賀県米原市三吉 570 米原地域福祉活動センター
電話：0749-54-3205

はたらき・くらし応援センターこほく

〒526-0845 長浜市小堀町 32 番地 3 ながはまウェルセンター内
電話：0749-64-1216 ファックス：0749-64-5131

ハローワーク長浜

〒526-0032 滋賀県長浜市南高田町字辻村 110
電話：0749-62-2030（代表）ファックス：0749-65-3246

サービス提供事業所

就労継続支援事業所、就労定着支援事業所、相談支援事業所、就労移行支援事業所等については、それぞれの事業所のホームページやパンフレットなどでご確認いただくほか、長浜市のホームページなどで公開されている「しょうがい福祉サービス事業所一覧」などでご確認ください。

（令和3年3月現在）

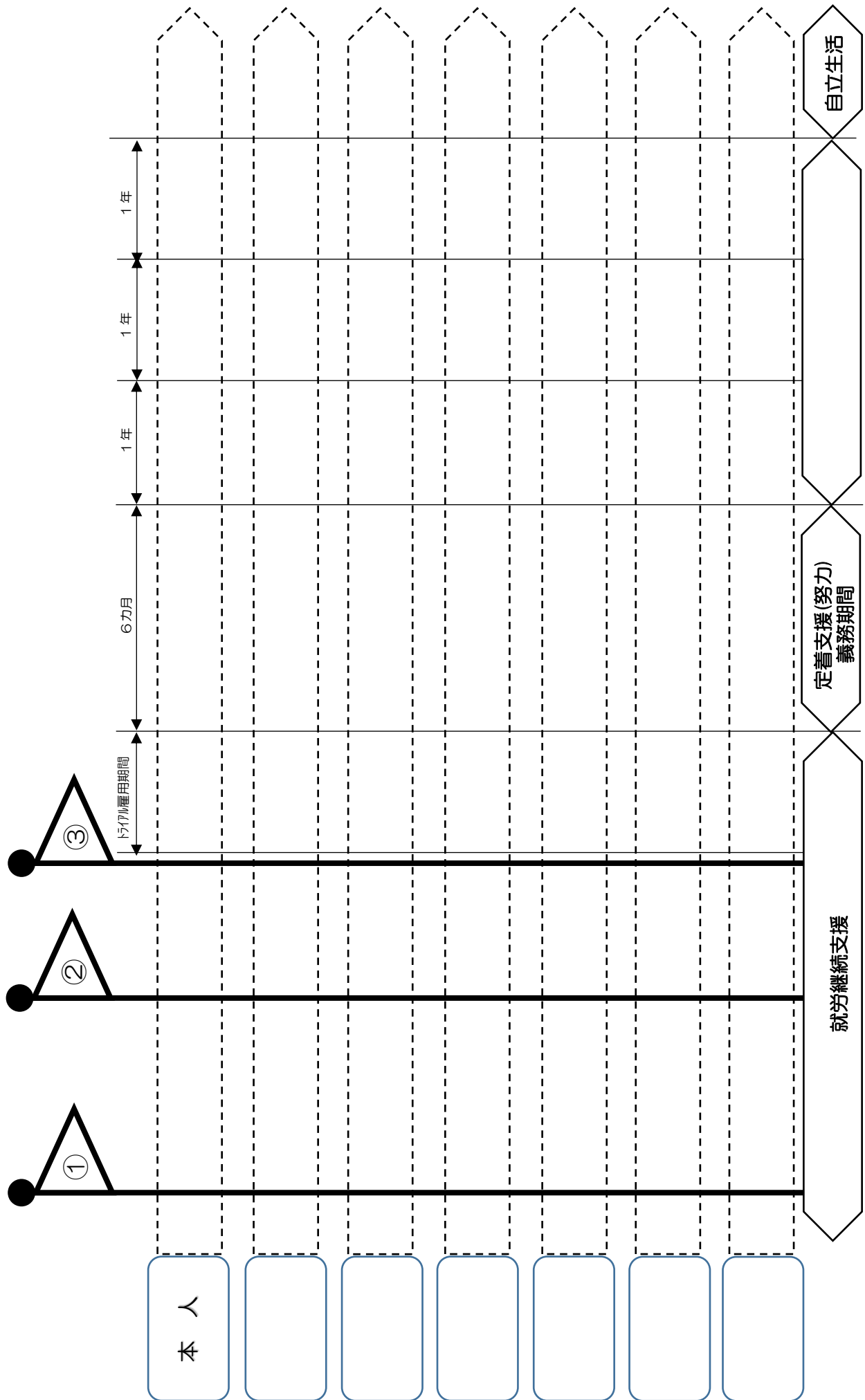
発行・お問い合わせ

【発行年月】 令和3年3月

【発行】 長浜米原しょうがい児者基幹相談調整センター
長浜米原しょうがい者自立支援協議会就労定着支援プロジェクト
（事務局）電話：0749-62-1804
FAX：0749-62-1834

(利用者)

様の就労支援スケジュール



新規 医療的ケア児等コーディネーター配置事業



1 目 的

人工呼吸器を装着しているなど、日常生活を営むために医療を要する状態にある医療的ケア児等とその家族が地域で安心して暮らせる地域づくりを推進します。

2 内 容

医療的ケア児等コーディネーターを配置し、保健、医療、福祉、子育て、教育等の他分野にまたがる必要なサービスを総合的に調整し、包括的な支援の提供に繋げるとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発を行います。



- 委託事業者：(福)びわこ学園
- 配置事業所：重症児者相談支援センター てくてく
- そ の 他：湖北福祉圏域（長浜市・米原市）で実施

3 予 算 額 2, 5 6 5 千円

(国：1, 2 8 2 千円 県：6 4 1 千円 一財：6 4 2 千円)

4 効 果

専門的職員を配置することで重層的な相談支援が可能となり、本市におけるしょうがい福祉の基本理念である『ともに支え、ともに暮らすやさしいまち長浜』を実現します。

担当：しょうがい福祉課 しょうがい企画係
係長 服部 智成 TEL 6 5 - 6 3 7 2 内線 8 4 - 4 1 2 9

手話で共に暮らす長浜市手話言語条例（素案）

手話は、音声言語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。ろう者は、他者とコミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うためや、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできました。

しかしながら、かつて手話が言語として認められず、その使用が禁止されていた時期があり、ろう者は、様々な場面で、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられましたが、未だ手話への理解や普及が十分に進んでいるとはいえません。

長浜市は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する施策を推進し、市民が、手話の理解と広がりをもって地域で支え合うとともに、市民と市を訪れた人を含むみんなの心を通わせる豊かな共生社会を実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及並びに地域において手話を使用できる環境の構築に関し、基本理念を定め、市、市民等、ろう者及び事業者の責務等を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって全ての者が共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）ろう者 手話を使用して、日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- （2）市民等 本市の区域内に居住する者、通勤する者又は通学する者をいう。
- （3）事業者 市内において、事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 手話に対する理解、手話の普及並びに獲得及び習得等に関する施策は、次に掲げる事項を旨として行うことを基本理念とする。

- （1）ろう者が、自立した日常生活を営み、全ての市民と相互に人格と個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものであること。
- （2）手話が言語であることを認識し、手話への理解と普及の促進を図り、ろう者が、手話でコミュニケーションを図ることができる環境を構築するものであること。
- （3）ろう者は、手話により、円滑にコミュニケーションを図る権利を有し、その権利は尊重されるものであること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、国、県その他の関係機関及び手話に関わる団体と連携し、ろう者が、手話によるコミュニケーションを図ることができ、自立した日常生活や地域における社会参加ができるように必要な施策を推進するものとする。

2 市は、災害時においてろう者に対し、適切に情報を提供するとともに、意思疎通の支援に必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、ろう者と手話又は情報機器等を用い、円滑なコミュニケーションを図り、すべての者が共生することのできる暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(ろう者の役割)

第6条 ろう者は、市の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第8条 市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画として策定する長浜市しょうがい福祉プランにおいて、次に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

(1) 手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策

(2) 手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策

(3) コミュニケーションの手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用できる環境の構築のための施策

(4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする手話による意思疎通支援者に関する施策

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項の施策を効果的に推進するため、部局横断的に取り組まなければならない。

(施策の点検及び見直し)

第9条 市は、ろう者及び市民等並びに事業者に意見を聴き、前条に規定する施策の実施状況の点検及び見直しをするものとする。

(財政措置)

第 10 条 市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日) この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

手話で共に暮らす長浜市手話言語条例（素案）の概要

前 文

○手話は、音声言語である日本語と同様に、言語であり、ろう者にとってはコミュニケーションを図る大切なものであり、大切に育んできた。
○手話はかつて言語として認められず、ろう者は多くの不便を感じながら生活してきた。
○障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置づけられたが、未だ十分な理解や普及には至っていない。



●長浜市は、手話が言語であるという認識に基づき、手話に関する施策を推進し、市民が、手話の理解と広がりをもって地域で支え合うとともに、市民と市を訪れた人を含むみんなの心を通わせる豊かな共生社会を実現するため、この条例を制定する。

目 的（第1条）

手話の理解、普及、地域において手話を使用できる環境の構築に関し、基本理念を定め、市、市民等、ろう者、事業者の責務等を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、全ての者が共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

定 義（第2条）

- ・ろう者・・・手話を使用して、日常生活又は社会生活を営む者
- ・市民等・・・本市に居住する者、通勤する者又は通学する者
- ・事業者・・・市内において、事業を行う個人及び法人その他の団体

基本理念（第3条）

- ・ろう者が、自立した日常生活を営み、全ての市民と相互に人格と個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものであること。
- ・手話への理解と普及の促進を図り、ろう者が手話でコミュニケーションを図ることができる環境を構築すること。
- ・ろう者は、手話により、円滑にコミュニケーションを図る権利を有し、その権利は尊重されるものであること。

市の責務（第4条）

- ・市は、国、県その他の関係機関及び手話に関わる団体と連携し、ろう者が、自立した生活や地域で社会参加ができるように必要な施策を推進する。
- ・市は、災害時においてろう者に対し、適切に情報を提供するとともに、意思疎通に必要な措置を講ずる。

市民等の役割（第5条）

市民等は、ろう者と手話又は情報機器等を用い、全ての者が共生することのできる暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努める。

ろう者の役割（第6条）

ろう者は、市の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する理解の促進、手話の普及に努める。

事業者の役割（第7条）

事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するように努める。

施策の策定及び推進（第8条）

- ・手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策
- ・手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策
- ・コミュニケーション手段として手話を選択することが容易にでき、手話を使用できる環境の構築のための施策
- ・手話通訳者の確保及び養成をはじめとする意思疎通支援者に関する施策
- ・その他市長が必要と認める施策
- ・市は、上記の施策を効果的に推進するため、部局横断的に取り組まなければならない。

施策の点検及び見直し（第9条）

市は、ろう者、市民等、事業者の意見を聴き、前条の施策の実施状況の点検及び見直しをする。

財政措置（第10条）

市は、手話に関する施策に必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

委任(第11条)

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

手話で共に暮らす長浜市手話言語条例のパブリックコメントの実施について

1 条例制定の趣旨

手話に対する理解の促進及び手話を使用できる環境づくりに関する基本理念を定め市の責務や市民等の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、しょうがいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する地域社会の実現のため、条例を制定するものです。

2 条例制定の背景

平成 23 年に「障害者基本法」の改正により手話は言語として認められ、これに伴い、平成 26 年に日本が批准した「障害者の権利に関する条約」において「言語に手話も含めること」、「障害者の情報取得と コミュニケーション手段の利用機会の確保」が規定されました。

また、全ての自治体議会から、手話言語法の制定を求める意見書が提出されており、本市議会においても、平成 26 年 10 月に全議員の賛成により可決されています。

なお、県内では、5 市が制定済みであり、全国では 413 自治体が制定済みです。

3 条例の内容について

(1) 条例制定の目的

- ① 手話に対する理解及び普及促進
- ② 手話を使用できる環境の構築

(2) 条例の概要（別紙）

4 協議・検討状況

令和 3 年 5 月 庁内プロジェクトチーム設置

6 月 第 1 回 庁内プロジェクトチーム会議

6 月 庁議（着手報告）

7 月 健康福祉常任委員会（着手報告）

8 月 第 1 回 条例を検討する懇談会

8 月 長浜市しょうがい福祉推進協議会

10 月～12 月 アンケート実施（詳細は下記）

12 月 第 2 回 庁内プロジェクトチーム会議

12 月 第 2 回 条例を検討する懇談会

令和 4 年 2 月 全庁照会

3 月 長浜市しょうがい福祉推進協議会

3 月 庁議（パブリックコメント前素案報告）

5 今後のスケジュール

令和4年4月 健康福祉常任委員会（パブリックコメント前素案報告）

4月下旬～5月下旬 パブリックコメント

6月 第3回 庁内プロジェクトチーム会議（報告）

6月 第3回 条例を検討する懇談会（報告）

7月 長浜市しょうがい福祉推進協議会（報告）

7月 庁議（最終案報告）

9月 9月議会定例会上程

10月 条例施行

※ アンケート詳細

「手話言語条例」の制定及び施策の推進のためのアンケート調査実施

時 期：令和3年10月～12月

対象者：①市内身体障害者手帳をお持ちの聴覚しょうがい者：287人

回答方法：説明会開催時受付、郵送、ファックス、窓口への持参

回収率：51.2%（147/287人）

②市内手話通訳者：6人

回答方法：面談による聞き取り

③市内手話サークル：4団体（39人）

回答方法：郵送



トップ 福祉・健康 しょうがい者福祉 しょうがい福祉に関する情報

ほじょ犬マーク

[2021年4月30日] ID:10069

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



ほじょ犬マークとは



「ほじょ犬マーク」は、身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬は、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言い、身体しょうがい者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬です。

「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体しょうがいのある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。

補助犬かどうかの確認が必要な場合、事業者は使用者に認定証（盲導犬の場合は使用者証）の提示を求めることができます。補助犬を受け入れる際に「認定証を確認させていただけますか？」と声をかけることは、補助犬使用者に対して失礼にはあたりません。

また、補助犬はペットではなく、からだの不自由な人のからだの一部です。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的に声をかけをお願いします。

盲導犬(もうどうけん)



盲導犬は、視覚しょうがいのある人が街なかを安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角や段差を教えます。

体に白または黄色のハーネス（胴輪）というハンドルをつけているのが特徴です。

介助犬(かいじょけん)



介助犬は、手や足にしょうがいのある人の日常生活の動作を手助けします。ドアを開けたり、電気をつけたりなど、しょうがいに応じてサポートします。

聴導犬(ちやうどうけん)



聴導犬は、聴覚しょうがいのある人に生活の中の必要な音を知らせ、音源まで誘導します。
お湯の沸く音、ドアのチャイム、電話、車のクラクションなどを聞き分けて伝えます。

身体障害者補助犬等について【外部サイト】

[身体障害者補助犬について\(厚生労働省ホームページ\)\(別ウインドウで開く\)](#)

[盲導犬について\(公益財団法人日本盲導犬協会ホームページ\)\(別ウインドウで開く\)](#)

[介助犬について\(社会福祉法人日本介助犬協会ホームページ\)\(別ウインドウで開く\)](#)

[聴導犬について\(社会福祉法人日本聴導犬協会ホームページ\)\(別ウインドウで開く\)](#)

ほじょ犬啓発ポスター・リーフレット

ほじょ犬啓発

☐ ほじょ犬ポスター (ファイル名: hojyoken-poster.pdf サイズ: 2.40MB)

☐ ほじょ犬リーフレット (ファイル名: hojyoken-leaflet.pdf サイズ: 3.17MB)



お問い合わせ

長浜市健康福祉部しょうがい福祉課
電話: 0749-65-6518
ファックス: 0749-64-1767

電話番号のかけ間違いにご注意ください！

☒ お問い合わせフォーム

健康福祉部しょうがい福祉課

[しょうがい福祉に関する情報](#)

[協議会・相談支援センター](#)

[しょうがい者向けサービス](#)

[長浜市しょうがい福祉プラン](#)

[児童発達支援センター](#)

湖北やすらぎの里職員募集

園 湖北やすらぎの里職員選考委員会（湖北やすらぎの里事務局内）
 ☎ 82・3725 〒529・0493 木之本町黒田1221



介護老人保健施設湖北やすらぎの里では令和4年4月1日採用予定の職員を募集します。

【職 種】介護士

【採用予定人数】2人

【試験日】8月21日(土)

【試験会場】

長浜市立湖北病院(木之本町黒田)

【受験資格】

次のいずれにも該当する人

○平成4年4月2日以降に生まれた人

○社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)による介護福祉士免許を有する人(令和4年6月末までに免許取得見込みの人を含む)

○市内または近接地に居住でき、夜間勤務ができる人

【申込期限】8月14日(土)当日消印有効

※受験申込書は湖北やすらぎの里事務局(長浜市立湖北病院内)にあります。また、郵送での請求やホームページからダウンロードすることもできます。

ほじょ犬マークについて

園 しょうがい福祉課 ☎ 65・6518



ほじょ犬マークは、身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬は、しょうがいのある人をサポートする「盲導犬」、「介助犬」、「聴導犬」のことで、しょうがいのある人が自立と社会参加をするための大切なパートナーです。

補助犬を同伴していても援助が必要な場合があります。困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。

身体障害者補助犬の受け入れ

スーパー、ホテルなどの民間施設は、補助

犬同伴の利用者を受け入れる義務があり、補助犬同伴を理由にサービスの提供を拒むことはしょうがい者差別にあたります。

また、補助犬の認定証の提示を求めることができません。

身体障害者補助犬

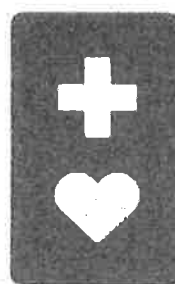
身体障害者補助犬は、身体しょうがいの者の自立と社会参加に役立つものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬です。社会のマナーも訓練されており、衛生面も管理されています。

ヘルプマーク・ヘルプカードについて

園 しょうがい福祉課 ☎ 65・6518



ヘルプマークは、外見から分からなくても援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせて、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。



▲ヘルプマーク

ヘルプカードは、緊急連絡先などの詳しい情報を書き込むことで、必要な支援を周囲にお願いするためのカードです。ストラップ型のヘルプマーク同様、担当課等で無料配布をしています。また、市ホームページで印刷することもできます。



▲ヘルプカード
 (右側にはヘルプマークが記載されています)

身につけている人を見かけたら支援を
 ○電車やバスで席をお譲りください。
 ○災害時には、安全に避難するために支援をお願いします。

【配布対象】

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人など、配慮を必要としている人

【配布場所】

○しょうがい福祉課(本庁舎1階)
 ○北部振興局くらし窓口課
 ○ながはまウェルセンター(小堀町)
 ○市立長浜病院(大成支町)
 ○長浜市立湖北病院(木之本町黒田)
 ※郵送での配布を希望する場合は、
 ①申請書、②返信用封筒、③返信用切手(1枚120円)を同封し、左記まで郵送してください。申請書は、滋賀県ホームページからダウンロードできます。



▲滋賀県ホームページ

問合せ・送付先

滋賀県医療福祉部障害福祉課

〒520・8577

大津市京町四丁目1番1号

☎ 077・528・3542

お知らせ

ながはま見聞録

至誠通天

ながはまの文化財

さざなみタウン

各種無料相談

みんなの掲示板